

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少している事業者に対し、

# 売上減少額に応じて支援金を支給します！

～雲仙市事業継続支援金のご案内～

## 1. 対象事業者（主な要件）及び支給額

- 「市内に主たる事業所を有する法人」または「市内に住所を有する個人事業主」。
- 「農業または水産業を主業とする事業者（農漁業者）」または「中小企業者（商工業者）」
- ★ 下記表により、比較対象売上①と②を比較し、20%以上減少している事業者。

### ～ 農 漁 業 者 ～

	事業開始時期	比較対象売上①	比較対象売上②
①	令和元年8月1日以前	令和3年8月～10月の合計売上	「令和元年」または「令和2年」の同期間の合計売上
	令和元年8月2日～令和3年5月1日まで		事業を開始した月から令和3年7月までの任意の連続する3か月の合計売上
②	平成31年1月1日以前	令和4年1月～3月の合計売上	「平成31年」または「令和2年」または「令和3年」の同期間の合計売上
	平成31年1月2日～令和3年10月1日まで		事業を開始した月から令和3年12月までの任意の連続する3か月の合計売上

**支給上限額 = 60万円（内訳：30万円（①） + 30万円（②））**

### ～ 商 工 業 者 ～

	事業開始時期	比較対象売上①	比較対象売上②
③	平成31年1月1日以前	令和4年1月～3月の各月売上	「平成31年」または「令和2年」または「令和3年」の同月の売上
	平成31年1月2日～令和3年12月1日まで		事業を開始した月から令和3年12月までの任意の連続する3か月の平均売上 ※令和3年11月以降に事業開始されている場合は、事業開始月～12月までの平均売上

**支給上限額 = 30万円（内訳：各月10万円×3ヶ月）**

「比較対象売上②」 - 「比較対象売上①」 = 「支給額」であり、  
実際の支給額は、「支給額」と「支給上限額」のいずれか少ない方となります。

## 2. その他・お問い合わせ先

- 提出書類については、市ホームページにてご確認ください、下記担当課までお問合せください。
- 雲仙市（TEL：0957-38-3111）  
農業者の方：農林課 / 漁業者の方：農漁村整備課  
商工業者の方：商工労政課

**【申請期限：令和4年6月30日まで】**